H- Aロケット12号機による情報収集衛星の 打上げに係る安全対策について(調査審議結果の概要)

平成 18 年 12 月 1 日 安全部会

1. はじめに

平成 18 年度に、H-Aロケット 12 号機により情報収集衛星の 打上げが予定されている。

この打上げに係る安全を確保する必要があることから、宇宙開発委員会安全部会は、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」(平成 16 年 12 月 13 日宇宙開発委員会安全部会。以下「安全評価基準」という。)に基づき、平成 18 年 12 月 1日に調査審議を行った。

2. 調査審議項目

H- A ロケット 12 号機の打上げに関して、以下の観点から、安全対策の妥当性について調査審議を行った。

なお、安全対策における従前号機からの変更点は、地上安全対策に係る警戒区域の設定についての変更及び飛行安全対策に係る打上げ時の落下物等に対する安全対策についての変更等であった1。

(1) 保安及び防御対策

(2) 地上安全対策

ロケットの推進薬等の射場における取扱いに係る安全対 策

警戒区域の設定 航空機及び船舶に対する事前通報 作業の停止等 防災対策

(3) 飛行安全対策

打上げ時の落下物等に対する安全対策 打上げ時の状態監視、飛行中断等の安全対策 航空機及び船舶に対する事前通報 軌道上デブリの発生の抑制

(4) 安全管理体制

安全組織及び業務 安全教育訓練の実施 緊急事態への対応

3. 調査審議結果

H- Aロケット12号機の打上げにおいて独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が実施しようとしている保安及び防御対策、地上安全対策、飛行安全対策並びに安全管理体制は、平成18年12月1日に非公開で行われた調査審議により、「安全評価基準」に規定する要件を満たし、所要の対策が講じられており、妥当である。

なお、ミッション固有の保安及び防御対策については、機構において関係機関の適切な協力・対応がなされることを確認しているとともに、機構として必要な対応を行っている。

¹ これが非公開の理由であろうか?

4. その他

「(会議の公開)第13条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。」(宇宙開発委員会の運営等について 平成13年1月10日宇宙開発委員会決定)に従い、安全部会は、原則として公開とし、特段の事情がある場合には非公開とすることとしている。

情報収集衛星は、平成 10 年度の閣議決定に基づき、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とした衛星であり、当該ミッションの性質上、情報の保全管理が求められていることから、H-A ロケット12号機の打上げに係る安全部会における安全評価は、上記第 13 条に基づき、非公開により実施した。